

ご契約種別ごとに含まれる業務、含まれない業務の範囲は以下の通りとなります。なお、記載の無い業務については作業量・難解度合等を踏まえ、お見積りをさせていただきます。また「含まない業務を受託した場合の報酬額」欄は最低価格を表示しております。貴社との契約形態、ご状況等を確認し、お見積りをさせていただきます。

契約に含む=○  
 契約に含まない=×  
 条件付きで含む=△(備考欄を確認) 2024年10月1日作成  
 早川社会保険労務士事務所

	事象	業務内容	顧問契約(訪問有り+手続き)		備考
			○/×/△	含まない業務を受託した場合の報酬額	
1	会社と社員が協定する	時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)	○		
2		上記以外の協定書	○		
3	変形労働時間制の導入をする	1箇月単位の変形労働時間制の導入一式	○		
4		社員の勤務シフト作成	×	-	受託不可
5		1年単位の変形労働時間制の導入一式	○		
6		1年変形カレンダーの作成	○		
7		フレックスタイム制の導入一式	○		
8	就業規則・諸規程の作成変更をする	就業規則 診断	○		規定例の提供は有りません。
9		就業規則 新規作成	×	300,000円~	労働基準監督署への届出業務を含みます。
10		原本を弊所が作成した、就業規則の軽微変更	○		
11		原本を弊所が作成した、就業規則の変更	×	50,000円~	
12		原本を弊所以外が作成した、就業規則の軽微変更	×	50,000円~	
13		原本を弊所以外が作成した、就業規則の変更	×	100,000円~	
14		諸規程 新規作成	×	50,000円~	
15		原本を弊所が作成した、諸規程の軽微変更	○		
16		原本を弊所が作成した、諸規程の変更	×	10,000円~	
17		原本を弊所以外が作成した、諸規程の軽微変更	×	10,000円~	
18	原本を弊所以外が作成した、諸規程の変更	×	30,000円~		
19	有給休暇管理をする	有給休暇の残数管理、管理帳簿の作成	×	-	受託不可
20	衛生管理者等を選任する	産業医・安全管理者・衛生管理者・選任届	○		
21	健康診断を実施する	健康診断結果報告書	○		
22	ストレスチェックを実施する	ストレスチェック報告書	○		
23	求人する	ハローワークへ会社の登録	○		採用を確約するものではありません。求人票原稿の作成は貴社作業となります。
24		ハローワーク用の求人票作成(一般求人)	×	10,000円~	
25		ハローワーク用の求人票作成(新卒求人)	×	30,000円~	
26		ハローワーク以外の求人票作成	×	30,000円~	
27	入社する	雇用契約書の作成	○		
28		雇用保険の加入	○		
29		健康保険・厚生年金の加入(本人分)・(家族分)	○		

ご契約種別ごとに含まれる業務、含まれない業務の範囲は以下の通りとなります。なお、記載の無い業務については作業量・難解度合等を踏まえ、お見積りをさせていただきます。また「含まない業務を受託した場合の報酬額」欄は最低価格を表示しております。貴社との契約形態、ご状況等を確認し、お見積りをさせていただきます。

契約に含む=○  
 契約に含まない=×  
 条件付きで含む=△(備考欄を確認) 2024年10月1日作成  
 早川社会保険労務士事務所

	事象	業務内容	顧問契約(訪問有り+手続き)		備考
			○/×/△	含まない業務を受託した場合の報酬額	
30	退職する	雇用保険の脱退	○		
31		失業保険受給の手続き	○		
32		健康保険・厚生年金の脱退(本人分)・(家族分)	○		
33		年内に支給した給与賞与額の一覧表の作成(源泉徴収票作成)	△		給与賞与計算業務に含む
34		市町村への退職書類の作成(市民税関連)	△		給与賞与計算業務に含む
35	扶養家族が増える/減る	健康保険・厚生年金の加入・脱退(家族分)	○		
36	産休・育休をする	産休・育休関連一式	○		
37	介護休業をする	介護休業関連一式	○		
38	業務外の病気や怪我をした	私傷病により欠勤した際の賃金補填を受ける	○		
39		保険証が未交付のため窓口で全額を支払った時	○		
40		医療費が高額となる場合に窓口負担を減らしたい時	○		
41		医療費が高額となった場合、後に一部の還付を受ける	○		
42	60歳になる	再雇用により減少した賃金補填を受ける	○		
43	65歳になる	介護保険の脱退	○		
44	70歳になる	厚生年金の脱退	○		
45	75歳になる	健康保険の脱退	○		
46	労働・通勤災害が発生した	病院に提出する書類作成	○		
47		病院を変更する書類作成	○		
48		労災により欠勤した際の賃金補填を受ける	○		
49		休業4日以上の重度な労災事故が発生した場合	○		
50		交通事故等第三者の行為により事故が発生した場合	○		
51		再発防止対策の報告書類の作成	×	10,000円~	
52		労災により死亡した場合	○		
53		労災により障害者となった	○		
54	労働保険のお手続き【事業所関連】	会社・支店を開設した時(労災・雇用保険の新規適用)	×	30,000円~	従業員数、業種等により、変動します。
55		労働保険料の申告(労働保険年度更新)	○		
56		会社の名称、住所等が変更になった	○		
57		複数の拠点を1つの労働保険番号に集約する	○		
58		委託変え(商工会等から個別変更)	○		
59		東京SR(労働保険事務組合)加入	○		入会金・事務委託費等の実費はご負担いただきます。
60		事業主の労災加入	○		
61		会社・支店を廃止した時(労災保険の廃止)	×	30,000円~	

ご契約種別ごとに含まれる業務、含まれない業務の範囲は以下の通りとなります。なお、記載の無い業務については作業量・難解度合等を踏まえ、お見積りをさせていただきます。また「含まない業務を受託した場合の報酬額」欄は最低価格を表示しております。貴社との契約形態、ご状況等を確認し、お見積りをさせていただきます。

契約に含む=○  
 契約に含まない=×  
 条件付きで含む=△(備考欄を確認)  
 2024年10月1日作成  
 早川社会保険労務士事務所

	事象	業務内容	顧問契約(訪問有り+手続き)		備考	
			○/×/△	含まない業務を受託した場合の報酬額		
62	社会保険のお手続き【事業所関連】	会社・支店を開設した時(社会保険の新規適用)	×	30,000円~	従業員数、業種等により、変動します。	
63		社会保険料の申告(算定基礎届・月額変更届)	○			
64		会社の名称、住所等が変更になった	○			
65		複数の拠点を1つの社会保険番号に集約する	○			
66		会社・支店を廃止した時(社会保険の廃止)	×	30,000円~		
67	助成金・補助金を申請する	助成金・補助金等書類の作成・申請	×	助成金種別・納期等により受給額×20%~40%	受給を確約するものではありません。受給できない場合、報酬請求はいたしません。但し申請のために就業規則、その他の書類等の作成、変更が必要となった場合は有償となります。(別表1で×となっている場合)	
68		助成金・補助金等申請のための出勤簿、賃金台帳の作成	×	-		受託不可
69		社労士の代行申請が認められていない助成金・補助金等の申請	×	-		受託不可
70	退職金制度を導入する	中退共加入一式	×	30,000円~		
71		新規加入手続き	×	5,000円/1名		
72	調査等へ立合いする	行政調査立会い	×	15,000円/1時間		
73		その他立会い	×	10,000円/1時間		
74		是正報告書等の作成	×	10,000円~		
75	相談する	電話、メールによるご相談	○			
76	貴社へ訪問する	必要に応じ訪問	○			
77	高度作業加算	一般的に要する作業よりも煩雑、難解となる場合に加算	△	10,000円~		
78	短納期加算	一般的に要する納期よりも短納期となる場合に加算	△	10,000円~		
79		勤怠データ等の受領から支払日まで6日以内の場合	△	10,000円~		
80	その他	弊所と貴社社員との会社を通さないやり取り	×	-	受託不可	
81		社労士の代行申請が認められていないお手続き	×	-	受託不可	
82		労働社会保険諸法令に関連しない書類作成	×	-	受託不可	